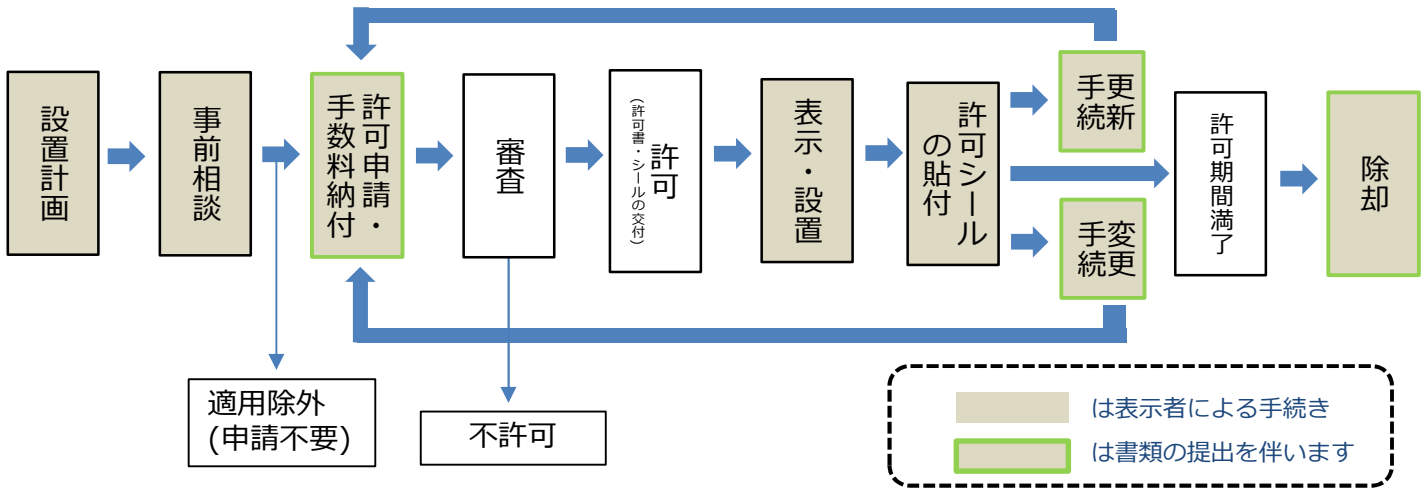


許可申請の流れ

規制区域内に屋外広告物を表示・表示する場合には、事前に許可申請が必要です。



提出書類

申請の際は、次の提出書類を2部（正本・副本）、御提出ください（No.6、7、8、9は該当する場合のみ）

No.	種類	備考
1	屋外広告物許可申請書 (様式第1号の4)	<ul style="list-style-type: none"> 忘れずに押印をしてください。 申請者が法人の場合は代表者印を押印してください。 申請書が2枚以上になる場合は、割印を押してください。
2	表示・設置場所の案内図	<ul style="list-style-type: none"> 設置する場所がはっきりわかるような地図
3	仕様書及び設計図	<ul style="list-style-type: none"> 看板面や基礎部分の構造、寸法を表したもの
4	色彩及び意匠を表す図面	<ul style="list-style-type: none"> 看板面のデザインを表したもの 特別規制地域に案内図板を設置する場合及び広告景観保全地区に設置する場合は、色彩のマンセル表記をお願いします。
5	設置場所のカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所の周辺状況が分かるもの
6	土地の使用承諾書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 他人が所有・管理する土地・建物等に表示する場合のみ（様式自由） 賃貸借契約書のコピーも可
7	道路占用許可書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 道路を占用する場合のみ
8	工作物確認済証のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法の規定による工作物の確認を要するもの（高さ4mを超える広告塔など）を設置する場合のみ ※紛失等の場合はご相談ください
9	堅ろうな広告物管理者設置届 (様式第6号)	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法の規定による工作物の確認を要するもの（高さ4mを超える広告塔など）を設置する場合のみ 資格証のコピーを添付してください。
10	静岡県収入証紙（手数料）	<ul style="list-style-type: none"> 金額、購入方法は裏面をご覧ください

各資料、様式はHPからダウンロードしてください
静岡県ホームページ「屋外広告物について」

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/index.html>)

静岡県 屋外広告物

検索



許可期間及び手数料

屋外広告物の種類によって許可期間と手数料が定められています。
申請手数料は、新規・更新・変更の各許可申請の際に必要なとなります。
申請書の提出の際に静岡県収入証紙でお支払いいただきます。
静岡県収入証紙は、県総合庁舎及び市役所・町役場等で販売しています。

区分	種類	金額			期間（上限）
			～R8.3.31	R8.4.1～	
第1種	広告板・広告塔など (照明装置のあるものを除く)	5㎡ごとに	1,330円 1,995円	1,330円 1,995円	2年 3年
第2種	はり札、広告旗、立て看板など	1枚ごとに	130円	120円	30日
第3種	照明装置のある広告物	5㎡ごとに	1,590円 2,385円	1,600円 2,400円	2年 3年
第4種	はり紙	100枚ごとに	390円	430円	2年
第5種	電柱広告等	1個(1組)につき	260円	240円	2年

- ※ 許可期間が2年より長いものは、堅ろうな広告物（高さ4mを超える広告塔など）で、工作物確認済証等必要な書類があるものに限りします。
- ※ 変更許可申請の場合、上記金額の1/2となります。

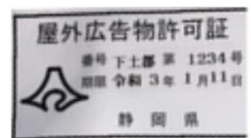
設置後にしなければならないこと

広告物の点検、適正な管理

倒壊や落下等による事故を防ぐため、定期的に広告物の補修その他の必要な点検を行い、広告物を良好な状態に保つようにしてください。

許可シールの貼付

屋外広告物の表示・設置が許可を受けた方には、許可シールをお送りします。
このシールを許可を受けた広告物のできるだけ見やすい場所に必ず貼り付けてください。



更新手続き

許可期間満了後も引き続き表示する場合には、**許可期間満了前に更新の手続き**をしてください。
なお、期間満了の1か月前程度を目安に更新手続きのご案内を送付します。

変更手続き

許可を受けた広告物を変更する場合には、**変更許可の手続きが必要となりますので、事前に相談**をしてください。

除却義務

許可を受けた屋外広告物が不要となった場合、遅滞なく除却してください。なお、除却後は除却届の提出をお願いします。

市域に広告物を設置する場合は、市役所に申請する必要があります。

様式、手数料の納付方法、市によっては設置基準が異なりますので、市の屋外広告物担当課に御確認ください。